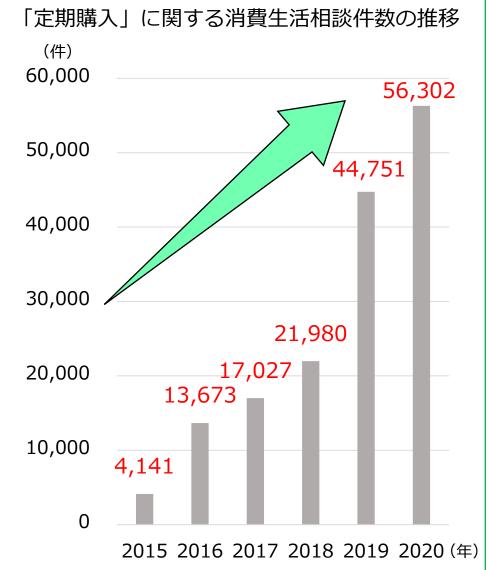
## 詐欺的な定期購入商法をめぐる状況



- ○「定期購入」に関する消費生活相談件数は、近年急激に増加。2020年も対前年比で約26%増加しており、2015年と比べても約14倍に増加。
- ○2020年の定期購入に関する相談件 数の9割以上が、インターネット通 販によるもの。



※PIO-NETに登録された消費生活相談件数

※2020年12月31日までに登録された件数

## 最近の行政処分事例

O 株式会社TOLUTO(株式会社e.Cycleから商号変更)

処分日:令和元年12月25日

処 分:業務停止命令3か月及び指示(併せて、個人に対する業務禁止命令3か月)

〇 株式会社アクア

<u>処分日:</u> 令和元年12月25日

処 分:指示

〇 株式会社GRACE

処分日:令和2年1月21日

処 分:指示

○ 株式会社wonder

処分日:令和2年8月6日

処 分:業務停止命令6か月及び指示(併せて、個人に対する業務禁止命令6か月)

O 株式会社 Kanael

処 分:業務停止命令6か月及び指示

○ 株式会社Super Beauty Labo

処分日:令和3年1月13日

処 分:業務停止命令3か月及び指示(併せて、個人に対する業務禁止命令3か月)

(注) いずれも、特定商取引法第14条第1項第2号の意に反して契約の申込みをさせようとする行為 をしていたもの